

消費税申告書「付表2」の計算例

この資料は以下の製品について記述したものです。

- ・ 勘定奉行シリーズ全製品（勘定奉行太鼓判[個人編]を除く。）

【内 容】

本資料では、[消費税管理資料]-[申告用資料]-[書面申告]で印刷される「付表2」において、その集計されてくる金額は、勘定奉行に入力したどの金額を集計してくるかを説明します。

「付表2」は、仕入に係る消費税額の計算方法として原則課税を採用しており、旧税（3%等）が含まれていない場合に添付します。

本資料の記載例は、仕入に係る消費税額の計算方法として「個別対応方式」を採用しています。

以下、記載例の付表2の金額が、勘定奉行のどこから集計されているかを説明します。

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		24・4・1～25・3・31		氏名又は名称	OBC商事 株式会社
項 目				金 額	
	課 税 売 上 額 (税抜き)	①		99,800,000	円
	免 税 売 上 額	②		1,000,000	
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③		500,000	
	課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④		101,300,000	※申告書の④欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤		101,300,000	
	非 課 税 売 上 額	⑥		20,500,000	
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤+⑥)	⑦		121,800,000	※申告書の④欄へ
課 税 売 上 割 合 (④/⑦)				[83.16 %]	※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑧	※注2参照	5,670,000	
	課税仕入れに係る消費税額 (⑧×4/105)	⑨	※注3参照	216,000	
	課税貨物に係る消費税額	⑩		40,000	
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪		15,000	
	課税仕入れ等の税額の合計額 (⑨+⑩±⑪)	⑫		271,000	
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑫の金額)	⑬			
課税売上高が5億円超又は95%未満の場合	個別対応方式	⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭	138,000	
		⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑮	48,000	
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [⑭+(⑮×④/⑦)]	⑯	177,921	
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑫×④/⑦)	⑰		
控除税の額調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱		34,000	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲		-27,000	
差引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲]がプラスの時	⑳		184,921	※申告書の④欄へ
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲]がマイナスの時	㉑			※申告書の④欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	㉒		12,000	※申告書の④欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \left[\text{課税仕入れに係る支払対価の額 (仕入対価)} \times \frac{4}{105} \right] - \left[\frac{\text{仕入対価の返還等の金額 (税込み)}}{105} \right]$$

4 ⑯欄と⑰欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書④欄に記入する。

① 課税売上高（税抜き）

[課税売上割合計算書]の「課税売上」欄の「一般課税分(5.0%)」の「対価の額(100/105.0)」の金額を表示します。

税区分「7」と税区分「8」で登録された明細の合計額が集計され、税抜きした金額が表示されます。

課税期間	自	平成24年 4月 1日	至	決算整理月31日
項目	金額			
課税売上				
一般課税分(5.0%)				
7. 売 上 (一般)				100,000,000
仮受消費税 (一般)				5,000,000
8. 返 還 (一般)				200,000
仮受消費税 (一般)				10,000
合 計				104,790,000
対価の額(100/105.0)				99,800,000

② 免税売上高

[課税売上割合計算書]の「免税売上」の金額を表示します。

税区分「15」で登録された明細の合計額が表示されます。

課税期間	自	平成24年 4月 1日	至	決算整理月31日
項目	金額			
対価の額(100/106.0)				0
課税売上合計				99,800,000
免税売上				1,000,000

③ 非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額

[申告用資料]-[書面申告]の【付表2の手入力金額】の「(3)非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額」エディットに入力された金額を表示します。

税区分からは集計されてきません。

消費税・書面申告	
【付表2の手入力金額】	
(3) 非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	
旧税分+4%分:	500,000

④ 課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)

上記①から③の金額が合計されます。

$$99,800,000 + 1,000,000 + 500,000 = 101,300,000$$

⑤ 課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)

上記④の金額が、そのまま表示されます。

この金額が、課税売上割合の分子の金額になります。

⑥ 非課税売上額

[課税売上割合計算書]の「非課税売上」欄の「非課税売上合計」の金額を表示します。

税区分「16」と税区分「17」で登録された明細の合計額 (税区分「17」の場合には、明細の金額に5%を乗じた金額) が集計されます。

非課税売上	
一般	
16. 非課税売上	20,500,000
有価証券	
17. 有価証券の譲渡	0
非課税売上換算額 (5/100)	0
非課税売上合計	20,500,000

⑦ 資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)

上記⑤と⑥の合計額が表示されます。

この金額が、課税売上割合の分母の金額になります。

$$101,300,000 + 20,500,000 = 121,800,000$$

● 課税売上割合 (④/⑦)

課税売上割合を表示します。

小数第3位以下は切り捨てて表示していますが、控除対象仕入税額を計算する上で課税売上割合を乗じる際には、端数処理をしない割合を乗じています。

$$101,300,000 \div 121,800,000 = 0.8316\cdots \rightarrow 83.16\%$$

⑧ 課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）

[消費税計算書]の「控除税額」欄の「課税売上対応分仕入」、「非課税売上対応分仕入」及び「共通売上対応分仕入」の税込み合計金額を表示します。

税区分「1」、税区分「2」及び税区分「3」で登録された明細の合計額が集計され、税込み金額で表示します。

$$2,520,000 + 2,100,000 + 1,050,000 = 5,670,000$$

課税期間 自 平成24年 4月 1日 至 決算整理月31日	
採用した課税制度：原則課税 控除税額の計算方法：個別対応方式	
項 目	金 額
控除税額	
課税売上対応分仕入	
一般課税分（5.0 %）	
1. 仕 入（一般）	2,400,000
仮払消費税（一般）	120,000
合 計	2,520,000
消費税額（4.0/105.0）	96,000
非課税売上対応分仕入	
一般課税分（5.0 %）	
2. 仕 入（一般）	2,000,000
仮払消費税（一般）	100,000
合 計	2,100,000
消費税額（4.0/105.0）	80,000
共通売上対応分仕入	
一般課税分（5.0 %）	
3. 仕 入（一般）	1,000,000
仮払消費税（一般）	50,000
合 計	1,050,000
消費税額（4.0/105.0）	40,000

⑨ 課税仕入れに係る消費税額

上記⑧の金額に 4/105 を乗じて消費税（国税分のみ）を計算し表示します。

$$5,670,000 \times 4/105 = 216,000$$

⑩ 課税貨物に係る消費税額

[消費税計算書]の「控除税額」欄の「輸入仕入」の合計金額を表示します。

「輸入仕入」の税区分には、「24」「25」「26」があり、各税区分で登録された明細の合計額が表示します。

$$32,000 + 3,000 + 5,000 = 40,000$$

課税期間 自 平成24年 4月 1日 至 決算整理月31日	
採用した課税制度：原則課税 控除税額の計算方法：個別対応方式	
項 目	金 額
消費税額 (0.0/100.0)	0
輸入仕入 (4.0 %)	
24. 仕 入 (輸入)	0
仮払消費税 (輸入)	32,000
合 計	32,000
消費税額	32,000(積)

輸入仕入 (4.0 %)	
25. 仕 入 (輸入)	0
仮払消費税 (輸入)	3,000
合 計	3,000
消費税額	3,000(積)

輸入仕入 (4.0 %)	
26. 仕 入 (輸入)	0
仮払消費税 (輸入)	5,000
合 計	5,000
消費税額	5,000(積)

⑪ 納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額

[申告用資料]-[書面申告]の【付表2の手入力金額】の「納税義務の免除消費税額の調整額」エディットに入力された金額を表示します。

税区分からは集計されてきません。調整税額が減算の場合は、マイナス入力を行います。

(11) 納税義務免除の消費税額の調整額		
	旧税分	4%分
課税売上分:	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="10,000"/>
非課税売上分:	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="2,000"/>
共通売上分:	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="3,000"/>

⑫ 課税仕入れ等の税額の合計額 (⑨+⑩+⑪)

[申告用資料]-[書面申告]の【付表2の手入力金額】の「納税義務の免除消費税額の調整額」エディットに入力された金額を表示します。

税区分からは集計されてきません。

$$216,000 + 40,000 + 15,000 = 271,000$$

⑬ 課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑫の金額)

課税期間における課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れ等に係る消費税額の「全額」が仕入税額控除の対象になり、⑫の金額が表示されます。

本資料の付表2は、課税売上割合が95%未満であるため表示されません。

※「課税売上高」は、「①課税売上額+②免税売上額」の金額です。

※「5億円」という条件は、課税期間が1年に満たない場合は、年換算した金額になります。

⑭ ⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの

上記⑧、⑩、⑪の消費税額のうち、課税売上げにのみ要するものの合計額が表示されます。

$$⑧96,000 + ⑩32,000 + ⑪10,000 = 138,000$$

⑮ ⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの

上記⑧、⑩、⑪の消費税額のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものの合計額が表示されます。

$$⑧40,000 + ⑩5,000 + ⑪3,000 = 48,000$$

⑯ 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑭)+(⑮×④/⑦)]

[導入処理]-[消費税基本登録]の「控除方法」が「個別対応方式」の場合に、個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額が表示されます。

$$138,000 + (48,000 \times 101,300,000 / 121,800,000) = 177,921$$

⑰ 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑫×④/⑦)

[消費税基本登録]の「控除方法」が「一括比例配分方式」の場合に、一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額が表示されます。

本資料の付表2は、個別対応方式を採用しているため表示されていませんが、一括比例配分方式を採用していた場合は、「225,388」と表示されます。

$$271,000 \times 101,300,000 / 121,800,000 = 225,388$$



上記⑭~⑰の金額は、課税期間における課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の場合に、表示されます。

本資料の付表2は、課税売上割合が95%未満のため、金額が表示されます。

- ⑮ 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税の調整（加算又は減算）額
- ⑯ 調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額
 [申告用資料]-[書面申告]の【付表2の手入力金額】の「課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税の調整額」エディット若しくは「課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税の調整額」に入力された金額を表示します。

税区分からは集計されてきません。調整税額が減算の場合はマイナス入力を行います。

(18) 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整額			
旧税分:	<input type="text" value="0"/>	4%分:	<input type="text" value="34,000"/>
(19) 調整対象固定資産の課税業務用(非課税業務用)転用時の調整額			
旧税分:	<input type="text" value="0"/>	4%分:	<input type="text" value="-27,000"/>

- ⑰ 控除対象仕入税額 [(⑬、⑭又は⑮の金額) ±⑯±⑰] がプラスの時
 「(⑬、⑭又は⑮の金額) ±⑯±⑰」の合計額がプラスの時、その金額を表示します。
 本資料の場合は、⑭177,921 + ⑯34,000 - ⑰27,000 = 184,921 となります。

- 21 控除対象仕入税額 [(⑬、⑭又は⑮の金額) ±⑯±⑰] がプラスの時
 「(⑬、⑭又は⑮の金額) ±⑯±⑰」の合計額がマイナスの時、その金額を表示します。
 本資料の場合は、プラスになるため表示されません。

- 22 貸倒回収に係る消費税額
 [消費税計算書]の「貸倒回収に係る消費税額」の金額を表示します。
 税区分「10」で登録された明細の消費税額（国税分）の合計額を表示します。

課税期間 自 平成24年 4月 1日 至 決算整理月31日	
採用した課税制度：原則課税 控除税額の計算方法：個別対応方式	
項 目	金 額
貸倒回収に係る消費税額	
一般課税分 (5.0 %)	
10. 貸倒回収 (一般)	300,000
仮受消費税 (一般)	15,000
合 計	315,000
消費税額 (4.0/105.0)	12,000

貸倒回収に係る消費税額	12,000 [3]
-------------	------------

以 上